

議案第20号

芽室町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める  
条例中一部改正の件

芽室町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例  
を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和6年9月3日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

芽室町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例  
(平成25年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「令第21条第2項第1号」を「令第22条第2項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

説 明

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、  
本条例を改正しようとするものであります。

芽室町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する

条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(園路及び広場)</p> <p>第4条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1)～(5) 一略一</p> <p>(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、さく、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び<b>令第22条第2項第1号</b>に規定する綿状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>(7) 一略一</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和7年6月1日から施行する。</u></p>	<p>(園路及び広場)</p> <p>第4条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1)～(5) 一略一</p> <p>(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、さく、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び<b>令第21条第2項第1号</b>に規定する綿状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>(7) 一略一</p>